

第34回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

令和5年3月28日(火) 午後4時02分
於：島原市役所有明庁舎 3階大会議室

1. 開会日時 令和5年3月28日(火) 午後4時02分
2. 閉会時間 令和5年3月28日(火) 午後4時30分
3. 開催場所 島原市役所有明庁舎 3階大会議室

4. 出席委員者の数 17名

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	(会長)北浦 守金	2	坂本 文子	3	鳥田 誠吾
4	佐藤 幸平	5	西森 博昭	6	片山 定幸
7	大川 徳昭	8	宮崎 光男	9	大町 信広
10	吉田 徳成	11	吉田 政信	12	平野 晋
13	吉田 昭浩	14	吉田 幸春	15	永田 充
16	片山 久和	17	廣瀬 光徳	18	森 誠
19	村里 枝美子				

5. 欠席委員者の数 2名

番号	氏名	番号	氏名
5	西森 博昭	11	吉田 政信

6. 農地利用最適化推進委員出席者の数 13名

地区	氏名	地区	氏名	地区	氏名
安中	北尾 健一郎	中央	馬場 喜一	中央	稲田 俊夫
杉谷	堀川 邦夫	三会	榑 廣	三会	山口 清則
三会	田上 富康	三会	林田 了星	三之沢	水本 正一郎
東空閑	本多 正典	大野	井上 和利	釘崎	太田 武春
戸田	林田 靖仁				

7. 報告事項

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について

8. 議案

- 第1号議案 農地法第5条第1項の規定による計画変更承認申請について
- 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第3号議案 非農地証明願について

- 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について
第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）について
第6号議案 令和5年度の最適化活動の目標（案）について

午後4時02分開会

議長（会長）

皆さん、こんにちは。ただ今より、第34回島原市農業委員会の総会を開催いたします。

本日、5番 西森 博昭 委員、11番 吉田 政信 委員は所要のため、欠席との連絡が
あっております。

合わせて7番 大川 徳昭 委員は、現在こちらの方に向かっておりますことをご報告させて
いただきます。

本日の出席者数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達して
おりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会 会議規則第15条第2項の規定によ
り、議長が指名することになっており、13番 吉田 昭浩 委員、14番 吉田 幸春 委員
を指名いたします。

議長（会長）

初めに、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知書について報告します。

以降、着席にて、ご説明させていただきます。

議案集1ページに記載のとおりで、3件 10筆 12, 311平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集2ページに記載のとおりで、2件 5筆 6, 876平方メートルの届けがありました。

以上で報告を終わります。

議長（会長）

ただ今の報告に対して、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご質問等がないようですので、議案に入ります。

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び第2号議
案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は関連がありますので、一括して上程いた
します。

事務局の説明を求めます。

事務局

まず、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番につい

て説明します。

議案集は3ページ、1番に記載のとおりで、畑 5筆 622.58平方メートルについて、令和4年10月17日付け長崎県指令4農山村第1396号で、転用の許可を得ていましたが、転用面積を変更したいとの申請です。

これに伴い、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番となります。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、1番に記載のとおりで、申請地375.54平方メートルを譲り受け、造園展示用地として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域及び第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番及び、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は農地及び雑種地、東側及び南側は農地、西側は道路となっております。

盛土造成し、石積を設け、雨水は自然流下及び道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第1号議案の1番及び第2号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、まず、第1号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第1号議案 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番を上程いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について説明します。

譲受人及び譲渡人は、議案集4ページ、2番に記載のとおりで、申請地 302平方メートルを譲り受け、木造平家建住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

盛土造成し、擁壁を設け、雨水は道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありました。第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定いたします。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案、非農地証明願いの1番について説明します。

申出人は、議案集5ページ1番に記載のとおりで、申請地は平成5年月日不詳頃から、竹が繁茂しており山林化しています。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

ただ今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。……委員。

（……委員）

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

申請地は……の一角にあり、北側は雑種地、東側は農地、南側及び西側は水路及び道路となっております。

現地を見ますと、山林化しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長（会長）

はい、ありがとうございます。

ただ今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画（案）について、上程いたします。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますの

で、……委員の退場を求めます。
(……委員 退場)

議長 (会長)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について、説明します。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集6ページから9ページに記載のとおりで、耕作権の新規設定 12件 29筆 34,334平方メートル、耕作権の再設定 8件 15筆 13,632平方メートル。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集 10ページに記載のとおりで、 4件 9筆 9,746平方メートルです。

合計 24件 53筆 57,712平方メートルです。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 (会長)

ただいまの説明に対して、ご意見等はございませんか。

(「なし」という発声)

議長 (会長)

ご意見等がありませんので、第4号議案を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長 (会長)

ご異議なしと認めます。よって、第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)を承認することに決定いたします。……委員の入場を求めます。

(……委員 入場)

議長 (会長)

次に、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明します。

議案集の11ページをご覧ください。

この議案は、農地中間管理事業の実施に関する規程に基づき、17筆、23,640平方メートルの農地について、島原市から農用地利用配分計画（案）の意見聴取の依頼がありました。

別添② 添付資料の1ページを併せてご覧ください。

農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）の受け手の詳細について、記載しております。

農地の受け手の「取得後の耕作面積」、「農機具の詳細」、「農作業従事日数」、「農業従事者」、「作物の種類」などを記載しており、6名の方全員、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見等はございませんか。

（「なし」という発声）

議長（会長）

ご意見等がありませんので、第5号議案は、「問題なし」ということで市に回答してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

ご異議がないようですので、第5号議案 農地中間管理機構を介した農用地利用配分計画（案）は「問題なし」ということで市に回答することに決定いたします。

次に、第6号議案 令和5年度の最適化活動の目標（案）について上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案 令和5年度の最適化活動の目標（案）について説明いたします。

別添③の資料をご覧ください。

この最適化活動の目標につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会は毎年、当該年度の活動に対する点検・評価結果及び次年度の最適化活動の目標を決定し、これをホームページ等により公表することとなっています。

例年、5月総会時に上程していましたが、翌年度の最適化活動の目標につきましては、毎年度、3月末までに設定し、4月末までに公表することになったためです。

それでは、令和5年度の最適化活動の目標（案）について説明いたします。

1ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況、令和5年4月1日現在における、1 農業委員会の現在の体制については、今の農業委員、農地利用最適化推進委員の状況を記載しております。

2 農家・農地等の概要については、2020年農林業センサス、農林水産統計年報、並びに農林課からの直近の数字を記載しております。

2 ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標の、1 最適化活動の成果目標での（1）農地の集積については、①現状の農地の集積面積及び集積率。②目標につきましては、県が策定しております農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針での令和12年度における集積率82%を目標としております。

次に（2）遊休農地の解消につきましては、①現状及び課題につきましては、令和4年度の遊休農地面積。②目標につきましては、令和3年度及び4年度における遊休農地面積の解消目標面積を記載しております。

次に3 ページをご覧ください。

（3）新規参入の促進については、①現状及び課題は過去3年間の経営体数及び経営面積、②目標は過去3年間の権利移動面積の1割を目標としております。

2 最適化活動の活動目標における、（1）推進委員等が最適化活動を行う日数目標につきましては、昨年と同じく、月1人当たりの活動日数は10日を目標とさせていただきました。これは、全国農業委員会会長代表者集会における申し合わせ事項の月当たり概ね10日程度を基にしています。

また、（2）活動強化月間の設定目標での、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進については、強化月間として7月、8月、12月を設定しています。

令和5年度の目標達成に向け、農業委員、農地利用最適化推進委員、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

以上で、令和5年度の最適化活動の目標（案）について説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長）

ただ今の説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

……委員。

（……委員）

この前から言っておりましたが、遊休農地を見た段階で毎年同じようなことを繰り返している。抜本策をやるべきだと思うんです。10年、20年後には人はほとんどいなくなるから、3畝とか5畝とかの小さい田んぼは中途半端で、機械を入れても使い物にならないわけです。有明町の湯江との境のところとかは合併前の17年ごろからそのまま、トラクターも入れない。今度は3反、5反とかが20年後にはいなくなるわけです。収穫からありとあらゆるものを機械化するしかない。

だから、平均地価で一旦買い上げてしまえば、100町でも200町でも簡単に整備ができる。道路から道路までも1kmぐらいにするとか。それをしないと、また整備をしなければならなくなる。その時は国の金がなくなって、できなくなってしまう。

議長（会長）

……委員から、遊休農地が対策が取れていないという状況は、早急な対応をできるように、一

つの目標として最適化の活動の目的として掲げて、遊休農地対策は喫緊の課題として農業委員会
はそういった活動に取り組み結果を出さないと、という意見がありました。

その辺は委員さん、推進委員さんも理解されていると思いますので、農業委員会としては一つ
の活動目標として取り組んでいければと思っております。

ご意見は……委員からいただきましたが、第6号議案 令和5年度の最適化活動の目標（案）
を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長（会長）

異議なしと認めます。よって、第6号議案 令和5年度の最適化活動の目標（案）は承認する
ことに決定いたします。

議長（会長）

以上で、第34回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第34回島原市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 4時30分 閉